

協働のまちづくりを推進

つながりのまち摂津を育む
地域コミュニティ活動推進運動



◁ JR千里丘駅で街頭啓発

「つながりのまち摂津」連絡会議を組織する市内4団体（自治連合会・老人クラブ連合会・民生児童委員協議会・（社福）社会福祉協議会）と市は、市制施行50周年の節目となる平成28年11月に宣言した共同アピールに基づき、毎年2月に「地域コミュニティ活動推進運動」を実施しています。運動では、人と人とのつながりの大切さや協働のまちづくりの推進を目指し、街頭啓発や研修会を行っています。

● **つながりの大切さを伝える啓発活動**

- ・横断幕を千里丘駅ガード歩道橋に掲示。
- ・市役所1階・ロビーに特設ブースを設置し、啓発物を配置。

● **地域交流研修会の実施**

- ・地域の共通課題に合わせ講師を招き、地域のつながりに関する研修会を実施し、意見交換を行います。

共同アピール（抜粋）

「つながりのまち摂津をみんなで育もう」

市民のみなさん。摂津市に関わるすべてのみなさん。

自分たちの暮らしを、夢を、自分たちの力で実現できるまちを育みましょう。人と人との「つながり・絆」を大切に、思いを語り、行動し、お互いの立場を尊重し合いながら力を合わせることで、摂津市を「住み続けたいと思える、元気で、ほっとする温かいまち」にみんなが育もうではありませんか。

「みんなが育む、つながりのまち摂津」を実現するため、協働のまちづくりの推進に向けた新しい第一歩を、ともに手を携えて、踏みだしましょう。

平成28年11月1日

- 自治連合会
- 老人クラブ連合会
- 民生児童委員協議会
- （社福）社会福祉協議会
- 摂津市

非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内



◀ 詳細は市ホームページへ

■ **支給対象者** ※いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

① **非課税世帯**（令和3年12月10日現在、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割非課税の世帯）

② **家計急変世帯**（令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、住民税非課税相当（※1）の水準に下がった世帯）

（※1）令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12）が下表の非課税相当限度額（収入額ベース）以下であること

■ **給付金額**

1世帯 10万円を世帯主に支給
※1世帯1回（①②の重複受給は不可）

■ **手続方法**

①対象世帯に送付する確認書を返送またはオンラインで手続き（手続きがない場合、給付金は支給されません）

②郵送または窓口で申請書と必要書類を提出
※申請書は、市ホームページからダウンロードまたはコールセンター連絡後に郵送

■ **コールセンター**

▽ **手続きに関すること**

市コールセンター ☎ 06 (6170) 2763
（平日午前9時～午後5時）

▽ **制度に関すること**

内閣府コールセンター ☎ 0120 (526) 145
（午前9時～午後8時※(土)日(祝)含む）

扶養人数 (配偶者・扶養親族)	非課税相当限度額	
	(収入額ベース)	(所得額ベース)
0人	100万円	45万円
1人	156万円	101万円
2人	205万7,000円	136万円
3人	255万7,000円	171万円
4人	305万7,000円	206万円
本人が、障害者・未成年・寡婦・ひとり親の場合	204万3,000円	135万円



給付金を装った特殊詐欺や個人情報情報の搾取にご注意ください。

給付金の支給にあたり、ATMの操作や現金の振り込みを求めることは絶対にありません。